

国土交通省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成 19 年度政策チェックアップ結果評価書」（平成 20 年 8 月 27 日付け国政評第 27 号による送付分）における実績評価方式による 13 件の政策評価
- イ 「平成 21 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」（平成 20 年 8 月 27 日付け国政評第 27 号による送付分）における事業評価方式による 63 件の政策評価（事前）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成 19 年度政策チェックアップ結果評価書」における実績評価方式による 13 件の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策（政策目標）	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無								
		達成すべき目標（達成目標） （施策目標）	指標数	測定指標 （業績指標）	目標値（業績目標） （目標年度）	指標の目標値等の設定の有無				
○ 暮らし・環境										
1	少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	○ (1)	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	3	最低居住面積水準未達率	概ね0% (H22年度)	○			
					子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（①全国）	①50% (H22年度)	○			
		○ (2)	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	6	住宅の利活用期間（①減失住宅の平均築後年数）	①約35年 (H22年)	○			
					住宅の利活用期間（②住宅の減失率）	②約7.5% (H17～22年)	○			
					リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.9% (H22年)	○			
					既存住宅の流通シェア	19% (H22年)	○			
			25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	38% (H22年)	○					
			新築住宅における住宅性能表示の実施率	50% (H22年度)	○					
2	良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	○ (3)	総合的なバリアフリー化を推進する	21	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（①旅客施設の段差解消）	7割強 (H19年度)	○			
					1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（②視覚障害者誘導用ブロック）	8割強 (H19年度)	○			
					1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（③道路）	約5割 (H19年度)	○			
					1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（④建築物）	約4割 (H19年度)	○			
					1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（⑤住宅）	約1割 (H19年度)	○			
					低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（①低床バス車両）	65% (H22年度)	○			
					低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（②ノンステップバス車両）	30% (H22年度)	○			
					低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数（③福祉タクシー）	18,000台 (H22年度)	○			
					バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（①鉄軌道車両）	50% (H22年度)	○			
					バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（②旅客船）	50% (H22年度)	○			
					バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（③航空機）	65% (H22年度)	○			
					交通アドバイザー会議における意見への対応件数	44件 (H19年度以降毎年度)	○			
					バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合（①園路及び広場）	約45% (H22年度)	○			
					バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合（②駐車場）	約35% (H22年度)	○			
					バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合（③便所）	約30% (H22年度)	○			
					バリアフリー化された路外駐車場の割合	約40% (H22年度)	○			
					高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化）	56% (H22年度)	○			
					高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（②高度のバリアフリー化）	17% (H22年度)	○			
					共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	19% (H22年度)	○			
					不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	30% (H20年度)	○			
					ICカードが導入されたバス車両数	26,000車両 (H23年度)	○			
					○ (4)	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	7	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件 (H19年度以降毎年度)	○
								油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻 (H23年度)	○
失われた湿地・干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合（港湾）	約3割 (H19年度)	○								
湾内青潮等発生期間の短縮	H14年度比約5%減 (H19年度)	○								
			廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約7年 (H23年度)	○					

				人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長	約6,800km (H19年度)	○
				失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合（海岸）	約2割 (H19年度)	○
	○	(5)	快適な道路環境等を創造する	建設機械から排出されるNOx・PMの削減量（PM）	3.5千t (H23年度)	○
				建設機械から排出されるNOx・PMの削減量（NOx）	74.0千t (H23年度)	○
				市街地の幹線道路の無電柱化率	15% (H19年度)	○
				夜間騒音要請限度達成率	72% (H19年度)	○
				NO ₂ ・SPMの環境目標達成率（①NO ₂ について環境基準を達成している測定局の割合）	約8割 (H19年度)	○
				NO ₂ ・SPMの環境目標達成率（②SPMについて対象測定局のうち当初の測定値における道路寄与分が半減している測定局の割合）	約6割 (H19年度)	○
	○	(6)	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	渇水影響度	5,300日・% (H23年時点の過去5年平均)	○
				世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数	13件 (H23年度)	○
				地下水採取目標量の達成率	100% (H21年度)	○
				水源地域整備計画の完了の割合	70% (H23年度)	○
	○	(7)	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	歩いていける範囲の都市公園の整備率	66% (H19年度)	○
				1人当たり都市公園等面積	9.3㎡/人 (H19年度)	○
				都市域における水と緑の公的空間確保量	12㎡/人を約1割増（13㎡/人） (H19年度)	○
				全国民に対する国営公園の利用者数の割合	全国民の4人に1人が利用 (H19年度)	○
	○	(8)	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地	2,400ha (H19年度)	○
				汚水処理人口普及率	86% (H19年度)	○
				下水道処理人口普及率	72% (H19年度)	○
				環境基準達成のための高度処理人口普及率	17% (H19年度)	○
				合流式下水道改善率	40% (H19年度)	○
				下水汚泥のリサイクル率	68% (H19年度)	○
				自然体験活動拠点数	440箇所 (H19年度)	○
				河川における汚濁負荷削減率	78% (H19年度)	○
				失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合（河川）	約2割 (H19年度)	○
				失われた湿地・干潟のうち、回復可能な湿地・干潟の中で再生したものの割合（河川）	約3割 (H19年度)	○
				地域に開かれたダム、ダム湖活用者数	約621万人/年間 (H19年度)	○
				都市空間形成河川整備率	40% (H19年度)	○
3	地球環境の保全	○				
	○	(9)	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	特定輸送事業者の省エネ改善率	前年度比-1% (H19年度以降毎年度)	○
				国土交通分野におけるCDM承認累積件数	15件 (H23年度)	○
				環境ポータルサイトへのアクセス件数	1万件/月（年度平均） (H19年度)	○
				建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（①アスファルト・コンクリート塊）	98%以上 (H22年度)	○
				建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（②コンクリート塊）	96%以上 (H22年度)	○
				建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（③建設発生木材（再資源化等率））	65%（95%） (H22年度)	○
				建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（④建設汚泥）	75% (H22年度)	○
				建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（⑤建設混合廃棄物）	H12年度排出量に対して50%削減 (H22年度)	○
				建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率（⑥建設発生土）	90% (H22年度)	○
				住宅、建築物の省エネルギー化（①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率）	31% (H22年度)	○
				住宅、建築物の省エネルギー化（②新築住宅における次世代省エネ基準（H11年基準）達成率）	50% (H20年度)	○
				住宅、建築物の省エネルギー化（③一定の新築建築物における次世代省エネ基準（H11年基準）達成率）	80% (H20年度)	○
				重量車の平均燃費向上率（H14年度比）	7% (H22年度)	○
				陸上電源設備の規格が適用できる船舶の種類の数	4種類 (H23年度)	○
				モーダルシフトに関する指標（①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量）	32億トンキロ (H22年度)	○

				モーダルシフトに関する指標 (②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量 (自動車での輸送が容易な貨物 (雑貨) 量)	312億トンキロ (H22年度)	○	
○ 安全							
4	水害等災害による被害の軽減	○	(10) 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	5	一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数 台風中心位置予報の精度 地震発生から地震津波情報発表までの時間 内海・内湾を対象としたきめ細かい高潮・高波の予測対象海域数 防災地理情報を提供するホームページへのアクセス件数	40% (H23年度) 260km (H22年) 3.0分未満 (H23年度) 7海域以上 (H23年度) 31,000件/月 (H23年度)	○ ○ ○ ○ ○
		○	(11) 住宅・市街地の防災性を向上する	7	良好な環境を備えた宅地整備率 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 下水道による都市浸水対策達成率 地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 (約8,000ha) のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 (①建築物) 多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 (②住宅)	30.0% (H22年度) 7,000ha (H23年度) 約25% (H19年度) 54% (H19年度) 約3割 (H19年度) 約2割 (H19年度) 約65% (H19年度)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		○	(12) 水害・土砂災害の防止・減災を推進する	7	床上浸水を緊急に解消すべき戸数 洪水による氾濫から守られる区域の割合 河川の流量不足解消指数 ハザードマップ認知率 (洪水) 地震時等に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 (河川) 土砂災害から保全される戸数 土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数	約6万戸 (H19年度) 約62% (61.7%) (H19年度) 63% (H19年度) 70% (H19年度) 約10,000ha (H19年度) 約140万戸 (H19年度) 約4,100施設 (H19年度)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		○	(13) 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	2	地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 (海岸) 津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積	約10,000ha (H19年度) 約10万ha (H19年度)	○ ○
5	安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	○	(14) 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	13	公共交通等の安全に関する調査研究結果を提供するホームページへのアクセス件数 遮断機のない踏切道数 地下鉄道の火災対策基準を満たす地下駅の割合 鉄道運転事故による乗客の死亡者数 主要な鉄道駅で耐震化が未実施である駅数 大規模地震の影響を受ける地域の地下鉄内で、地震時に災害情報を受信できる路線延長の割合 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事の箇所数 事業用自動車による交通事故死者数 商船の海難船舶隻数 船員災害発生率 (千人率) 小型船舶の安全拠点の数 航空機に対するハイジャック・テロの発件数 国内航空における航空事故発件数	1,000件 (H19年度) 4,000箇所 (H22年度) 100% (H20年度) 0人 (H19年度以降毎年度) 0駅 (H22年度) 100% (H22年度) 186箇所 (H23年度) 592人 (H22年) 466隻以下 (H23年) 10.8‰ (H19年度) 30箇所 (H21年度) 0件 (H16年度以降毎年度) 16.6件/年 (H15~19年の平均)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		○	(15) 道路交通の安全性を確保・向上する	8	「開かずの踏切」の対策率 道路構造物保全率 (①橋梁) 道路構造物保全率 (②舗装) 災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合 道路交通における死傷事故率 あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自動車死傷事故の抑止率 (①死傷事故の抑止率)	100% (H22年度) 93% (H19年度) 91% (H14の水準 (91%) を維持) (H19年度) 76% (H19年度) 約1割削減 (108件/億台キロ) (H19年) 約2割 (H19年)	○ ○ ○ ○ ○ ○

				あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自動車死傷事故の抑止率（②歩行者・自転車死傷事故の抑止率）	約3割 (H19年)	○
				事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故の抑止率	約3割 (H19年)	○
○	(16)	住宅・建築物の安全性の確保を図る	2	完了検査率	100% (H22年度)	○
				特定行政庁・指定確認検査機関における建築主事・確認検査員数	5,000人 (H22年度)	○
○	(17)	自動車事故の被害者の救済を図る	1	自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料支給件数	20,491件 (H23年度)	○
○	(18)	自動車の安全性を高める	1	車両対車両衝突事故における死亡事故率（正面衝突）	3.0% (H22年)	○
○	(19)	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	6	海難及び船舶からの海中転落による死者・行方不明者数	220人 (H22年)	○
				海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件 (H19年度以降毎年度)	○
				薬物・銃器密輸事犯の摘発件数	22.0件 (H18～22年の平均)	○
				ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数	0件 (H19年度以降毎年度)	○
				ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮	150分(H14年度に比べ約15%短縮) (東京湾)(H19年度)	○
				海難の再発防止へ向けた勧告・提言の件数	5.0件 (H19～23年の平均)	○

○ 活力

6	国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	○	(20)	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	17	国際船舶の隻数	約150隻 (H23年度)	○
						内航貨物船共有建造量	23,000G/T (H23年度の過去5ヶ年平均)	○
						我が国商船隊の輸送比率	6% (H23年度)	○
						マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生数	0件 (H19年度以降毎年度)	○
						内航船舶の平均総トン数	575（平均G/T） (H22年度)	○
						国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率	H14年度比約5%減 (H19年度)	○
						船舶航行のボトルネック解消率	90% (H19年度)	○
						フェリー等国内貨物輸送コスト低減率	H14年度比約4%減 (H19年度)	○
						港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	55% (H23年度)	○
						循環資源国内輸送コスト低減率	H14年度比約1割減 (H19年度)	○
						港湾による緊急物資供給可能人口	約2,600万人 (H19年度)	○
						3PL事業の促進に関する指標（倉庫事業者において総合的な業務を行っている事業者の割合）	37.0% (H21年度)	○
						貨物利用運送の円滑な提供に関する指標（①貨物利用運送事業者の海外拠点数）	1,337箇所 (H21年度)	○
						貨物利用運送の円滑な提供に関する指標（②貨物利用運送事業者数）	24,447者 (H21年度)	○
						各地域における国際物流の効率化に関する指標（①国際物流のボトルネックを解消するための行動計画数）	15件 (H21年度)	○
						各地域における国際物流の効率化に関する指標（②国際物流戦略チームにおいて実施したプロジェクト数）	20件 (H22年度)	○
						輸入者が迅速な引き取りを求めるコンテナ貨物の入港からコンテナヤードを出ることが可能となるまでの時間	24時間以内 (H19年)	○
○	(21)	観光立国を推進する	5	訪日外国人旅行者数	1,000万人 (H22年)	○		
				国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	4泊 (H22年度)	○		
				日本人海外旅行者数	2,000万人 (H22年)	○		
				国内における観光旅行消費額	30兆円 (H22年度)	○		
				主要な国際会議の開催件数	252件 (H23年)	○		
○	(22)	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	1	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数	80件 (H23年度)	○		
○	(23)	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	4	規格の高い道路を使う割合	15% (H19年度)	○		
				拠点的な空港・港湾への道路アクセス率	68% (H19年度)	○		
				隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合	77% (H19年度)	○		
				日常生活の中心となる都市まで、30分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合	68% (H19年度)	○		
○	(24)	整備新幹線の整備を推進する	1	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長（新幹線鉄道）	15,700km (H23年度)	○		

		○ (25) 航空交通ネットワークを強化する	5	国内航空サービス提供レベル	1,500億座席キロ (H19年度)	○
				国際航空サービス提供レベル (①国際航空旅客)	4,800億座席キロ (H19年度)	○
				国際航空サービス提供レベル (②貨物)	300億トンキロ (H19年度)	○
				航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	95.0% (H23年度)	○
				国際航空路線において最適経路を航行できる航空機の割合	100% (H19年)	○
7	都市再生・地域再生等の推進	○ (26) 都市再生・地域再生を推進する	16	地域の発意により地域活性化のために策定された計画の件数 (地域再生計画、都市再生整備計画及び中心市街地活性化基本計画)	2,600件 (H23年度)	○
				全国の地方圏から大都市圏への転出者数に対する大都市圏から地方圏への転入者数の比率	78% (H23年度)	○
				都市再生誘発量	9,200ha (H23年度)	○
				文化・学術・研究拠点の整備の推進 (①筑波研究学園都市における国際会議開催数)	100件 (H22年度)	○
				文化・学術・研究拠点の整備の推進 (②関西文化学術研究都市における立地施設数)	156施設 (H23年度)	○
				文化・学術・研究拠点の整備の推進 (③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	270人 (H22年度)	○
				大深度地下使用の累計認可件数	3件 (H23年度)	○
				半島地域の交流人口	H17年度比102% (H22年度)	○
				雪に親しむ交流活動を実現した市町村の割合	71% (H22年度)	○
				都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率	80%以上 (H19年度以降毎年度)	○
				民間都市開発の誘発係数	16倍 (H19～23年度)	○
				まちづくりのための都市計画決定件数 (市町村)	1,470件 (H22年度)	○
				駐車場法に基づく駐車場供用台数	419万台 (H20年度)	○
				景観計画の策定団体数	約400団体 (H23年度)	○
				都市機能更新率 (建築物更新関係)	36% (H20年度)	○
				中心市街地人口比率の減少率	前年度比0.5%減 (H21年度)	○
		○ (27) 流通業務立地等の円滑化を図る	1	物流拠点の整備地区数	64地区 (H23年度)	○
		○ (28) 集約型都市構造を実現する	1	都市機能の集積を促進する拠点の形成率	51% (H23年度)	○
8	都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	○ (29) 鉄道網を充実・活性化させる	8	トラックから鉄道コンテナに転換することで増加する鉄道コンテナ輸送トンキロ数	32億トンキロ (H22年度)	○
				5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長 (在来幹線鉄道の高速化)	15,700km (H23年度)	○
				国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現 (都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分台以内である三大都市圏の国際空港の数)	2空港 (H19年度)	○
				都市鉄道 (三大都市圏) の整備路線延長 (①東京圏: カッコ内は複数線化区間延長)	2,399 (216) km (H23年度)	○
				都市鉄道 (三大都市圏) の整備路線延長 (②大阪圏: カッコ内は複数線化区間延長)	1,591 (135) km (H23年度)	○
				都市鉄道 (三大都市圏) の整備路線延長 (③名古屋圏: カッコ内は複数線化区間延長)	925 (2) km (H23年度)	○
				都市鉄道 (東京圏) の混雑率	165% (H23年度)	○
				経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	60% (H23年度)	○
		○ (30) 地域公共交通の維持・活性化を推進する	5	地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	30件 (H23年度)	○
				バスロケーションシステムが導入された系統数	6,000系統 (H23年度)	○
				地方バス路線の維持率	100% (H20年度)	○
				有人離島のうち航路が就航されている離島の割合	71% (H22年度)	○
				生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合	96% (H22年度)	○
		○ (31) 都市・地域における総合交通戦略を推進する	1	基幹的な公共交通を利用可能な人口の割合	74% (H23年度)	○
		○ (32) 道路交通の円滑化を推進する	4	三大都市圏環状道路整備率	60% (H19年度)	○
				道路渋滞による損失時間	38.1億人時間/年を約1割削減 (H19年度)	○
				路上工事時間の縮減率	201時間/km・年を約2割削減 (H19年度)	○
				E T C利用率	約8割 (H20年春)	○
9	市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	○ (33) 社会資本整備・管理等を効果的に推進する	8	公共事業の総合コスト縮減率	15% (H19年度)	○
				事業認定処分の適正な実施 (訴訟等により取り消された件数)	0件 (H23年度)	○

				国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（①調査検討の報告数）	14件 (H19～23年度平均)	○
				国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（②講演等実施後のアンケート調査等に基づいた満足度）	95.0% (H23年度)	○
				国土交通政策の企画立案等に必要な調査検討の報告数及び研修等の満足度（③研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度）	80%以上 (H19年度)	○
				建設施工企画に関する指標（①ICT建設機械等（土工（盛土）の敷均し、締固め施工における）による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合）	約2割縮減 (H21年度)	○
				建設施工企画に関する指標（②建設現場における創意工夫の事例の活用件数）	100件 (H21年度)	○
				用地取得が困難となっている割合（用地あい路率）	3.15% (H19～23年度の平均)	○
○	(34)	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	8	不動産証券化実績総額	66兆円 (H23年度)	○
				指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数	274千件 (H23年度)	○
				宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移	0.30% (H19～23年度の5年間平均)	○
				マンション管理組合数に対するマンション管理業に関する紛争相談件数の割合の推移	0.16% (H22年度)	○
				地価情報を提供するホームページへのアクセス件数	25,390,000件 (H23年度)	○
				取引価格情報を提供するホームページへの（①アクセス件数）	40,000,000件 (H23年度)	○
				取引価格情報を提供するホームページへの（②取引価格情報の提供件数）	1,000,000件 (H23年度)	○
				低・未利用地の面積	13.1万ha (H20年度)	○
○	(35)	建設市場の整備を推進する	9	入契法に基づく施策の実施情報（①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況）	100% (H23年度)	○
				入契法に基づく施策の実施情報（②入札時における工事費内訳書の提出状況）	100% (H23年度)	○
				建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	65% (H23年度)	○
				建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数	400件 (H21年度)	○
				専門工事業者の売上高経常利益率	4.0% (H23年度)	○
				建設資材の需給状況把握システムの導入状況	100% (H21年度)	○
				建設技能労働者の過不足状況（①不足率）	1.2%以下 (H23年)	○
				建設技能労働者の過不足状況（②技能工のD.I.）	30ポイント以下 (H23年)	○
				海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数	10件 (H21年度)	○
○	(36)	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	3	統計調査の累積改善件数	7件 (H23年度までの累計)	○
				統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数（①収録ファイル数）	約9,200件 (H22年度)	○
				統計の情報提供量、ホームページへのアクセス件数（②HPアクセス件数）	約505,000件 (H22年度)	○
○	(37)	地籍の整備等の国土調査を推進する	1	地籍が明確化された土地の面積	158千km ² (H21年度)	○
○	(38)	海産産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	3	造船業・船用工業の生産高（世界シェア）	1/3 (H21年度)	○
				海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準	135 (H22年度)	○
				海産産業における不当労働行為事件の迅速かつ適切な解決・処理の達成度	100% (H22年度)	○
○ 横断的な政策課題						
10	○ 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備					
○	(39)	総合的な国土形成を推進する	9	国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：①国土数値情報ダウンロードサービス）	現状維持又は増加 (H19年度以降毎年度)	○
				国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：②街区レベル位置参照情報ダウンロードサービス）	現状維持又は増加 (H19年度以降毎年度)	○
				国民への国土に関する情報提供充実度（国土数値情報等のダウンロード件数：③オルソ化空中写真ダウンロードシステム）	現状維持又は増加 (H19年度以降毎年度)	○
				国土の利用、整備及び保全に関する国民意識の醸成（国土計画関係ウェブサイトへのアクセス件数）	現状維持又は増加 (H19年度以降毎年度)	○
				テレワーク人口比率	約20% (H22年度)	○
				大都市圏の整備推進に関する指標（①緑被率（首都圏））	維持 (H23年度)	○
				大都市圏の整備推進に関する指標（②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））	35,885kg/1日 (H22年度)	○
				大都市圏の整備推進に関する指標（③帰宅要支援者数（首都圏））	半減 (H23年度)	○
				大都市圏の整備推進に関する指標（④公共交通利用トリップ数（首都圏））	維持 (H20年度)	○
○	(40)	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	2	電子国土Webシステムを利用する団体の数	2,000団体 (H20年度)	○
				電子基準点の観測データの欠測率	1%未満 (H19年度以降毎年度)	○
○	(41)	離島等の振興を図る	4	離島地域等における交流・定住人口拡大施策の実施数	510施策 (H23年度)	○

					離島地域等の総人口	402千人以上 (H23年度)	○	
					奄美群島の総人口	123千人以上 (H20年度)	○	
					小笠原村の総人口	2.5千人以上 (H20年度)	○	
		○	(42)	北海道総合開発を推進する	9	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	8%以上上昇 (事業着手前との差) (H19年度)	○
						水産基盤整備事業の事業完了地区における高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合	概ね18% (H19年度)	○
						道外からの観光入込客数	635万人以上 (H19年度)	○
						道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人以上 (H19年度)	○
						北方領土隣接地域振興指標 (①北方領土隣接地域交流係数)	1.15%以上 (H19年度)	○
						北方領土隣接地域振興指標 (②一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人以上 (H19年度)	○
						育成林であり水土保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	62.3% (H19年度)	○
						アイヌの伝統等に関する普及啓発活動 (講演会の開催回数)	4回 (H19年度)	○
						ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備戸数が公営住宅管理戸数に占める割合	0.23%以上 (H19年度)	○
11	ICTの活用及び技術研究開発の推進	○						
		○	(43)	技術研究開発を推進する	1	年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合	80% (H19年度以降毎年度)	○
		○	(44)	情報化を推進する	2	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	限りなくゼロ (H20年度)	○
						公共交通における情報サービスの情報化達成率	約80% (H23年度)	○
12	国際協力、連携等の推進	○						
		○	(45)	国際協力、連携等を推進する	1	国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数	124件 (H19年度)	○
13	官庁施設の利便性、安全性等の向上	○						
		○	(46)	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	6	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合 (①耐震対策)	85% (H23年度)	○
						官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合 (②バリアフリー化)	41% (H23年度)	○
						官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合 (③環境への配慮)	35% (H23年度)	○
						官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合 (④総合)	28% (H23年度)	○
						保存状態の良好な官庁施設の割合等 (①保存状態の良好な官庁施設の割合)	80% (H23年度)	○
						保存状態の良好な官庁施設の割合等 (②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	25事項 (H23年度)	○
合計	13政策	○=13						
				46達成目標	266	266測定指標	○=266	

(注) 1 国土交通省の平成19年度政策チェックアップ結果評価書を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	国土交通省の平成19年度政策チェックアップ結果評価書における評価対象政策の政策目標ごとに順次番号を記入した。
「政策（政策目標）」欄	評価書の平成19年度政策チェックアップ結果一覧表における「政策目標（アウトカム）」欄に記載されている評価対象政策の政策目標を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（達成目標）（施策目標）」欄	評価書の平成19年度政策チェックアップ結果一覧表における「施策目標（評価の単位）」欄に記載されている施策目標を記入し、当該施策目標ごとに順次番号を記入した。
「測定指標（業績指標）」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標（業績指標）及びその数を記入した。
「目標値（業績目標）（目標年度）」欄	<p>「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等（業績目標）を定めている場合に、その値、水準等を記入した。</p> <p>なお、各業績目標の下の（ ）内には、業績目標の目標年度を記入した。</p>
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－4－ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「評価法」という。）第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）第3条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとすのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－4－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 21 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」における事業評価方式による 63 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	公的賃貸住宅ストックの有効活用に向けた地域住宅交付金の拡充	○ 公営住宅等長寿命化計画（仮称）の策定、予防保全的な修繕、耐久性の向上等を図る改善事業、建替事業を推進することによって、公営住宅等の長寿命化を計画的に進めることが可能となり、ライフサイクルコストの縮減が図られる。 また、地方公共団体自ら所有する住宅等を有効活用することで、新築する場合と比較して大幅にコスト縮減をしつつ、公的賃貸住宅ストックの供給促進が図られる。 【業績指標：住宅の利活用期間（①減失住宅の平均築後年数、②住宅の減失率）】 【業績目標：①35年（平成22年）、②約7.5%（平成17～22年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
2	既存住宅取得支援制度（仮称）の創設	○ 住宅金融支援機構の証券化支援業務を活用し、長期間固定で相対的に低金利の融資を受けることができるため、安心して既存住宅取得及びリフォームを行うことが可能となり、住宅ストックの活用や子育て世帯等の居住水準の向上等が図られる。 【業績指標：既存住宅の流通シェア】 【業績目標：19%（平成22年）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
3	マンション等安心居住推進事業（仮称）の創設	○ マンションの維持管理、修繕、建替え等について、モデル事業により直接支援を行うことにより、各々必要とされるノウハウや技術上の課題が明らかにされ、管理組合等の知識の向上が図られ、それらの知識を共有し、得られるノウハウを全国的に活用すること等により、将来世代にわたって安心して居住できる良質なマンションストックの形成が図られる。 【業績指標：25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合】 【業績目標：38%（平成22年）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
4	高齢者の居住の安定確保を図るための支援措置の創設・拡充	○ 高齢者の居住の安定確保を図るための計画に基づき、住宅のバリアフリー化、生活支援・介護サービスを提供するための高齢者生活支援施設の供給を計画的に進めることにより、高齢者が安心して暮らし続けることができる社会の構築が図られる。 【業績指標：高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）】 【業績目標：①56%（平成22年度）、②17%（平成22年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
5	下水道未普及解消重点支援制度（仮称）の創設	△ 人口減少等の社会情勢を踏まえた既存の下水道計画の見直しに基づき、特に人口の集中している地区の整備に対して重点的な支援を行うとともに、計画途中で整備状況等の検証を行うことで、早期に汚水処理施設の未普及解消が図られる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
6	下水道施設を活用した新エネルギー対策の推進（新世代下水道支援事業制度の拡充）	△ 下水道事業における地球温暖化対策に係る包括的な行動計画に基づく事業を推進することにより、計画的かつ効果的な温室効果ガス削減が図られる。 さらに、新エネルギー対策に関する支援を行うことで、太陽光等のエネルギー利用が進み、温室効果ガス削減に寄与することが期待される。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
7	海岸漂着ゴミによる海岸保全施設の機能低下防止対策の推進	△ 小規模な漂着ゴミについて、海岸や地域の特性に応じた対応方法の検討を行うことにより、漂着ゴミ対策のより一層の充実を図り、海岸保全施設の機能低下を防ぐことが可能となる。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
8	まちづくりと一体となった賑わいの水辺空間の創出	△ 地域からまちづくりと一体となった河川利用計画を提案してもらい、まちづくりの中に河川整備を積極的に取り込むことにより、地域の特色に沿った河川利用・河川整備が可能となり、地域再生やまちづくりの魅力向上にも資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
9	低炭素型都市づくりの推進のための制度拡充	△ 国、地方公共団体、民間事業者が協働して環境負荷削減対策を実施することにより、個別に投資することと比較して一体的な取組が可能となるほか、地区・街区レベルにおける環境負荷削減の目標を共有して包括的に取り組むことで、相乗的な効果を最大限発揮することが可能となり、CO ₂ 排出量削減の目標実現に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
10	ITを活用したトラック事業者の低燃費運転・配送の効率化支援	△ 現状のエコドライブ管理システム（EMS）等の単体及び事後は正等の対策に加え、運送事業者が保有する車両全体について、トラック相互の情報を共有・活用することで、既存の交通情報を補足し、リアルタイムの走行情報を活用したリアルタイムの運行効率化が可能となり、低燃費運転・配送の効率化、環境負荷低減が図られる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成22年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
11	低炭素型超小型モビリティの開発・実用化の推進	△ 低炭素化・安全性を両立した低炭素型超小型モビリティの開発・実用化を促進し、自動車からのCO ₂ 排出量の削減が期待できるものであり、地球温暖化防止等の環境の保全に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成24年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
12	内航海運省エネ化促進調査事業	△ 官民一体となって燃油価格高騰の影響を少なくする取組を行うことにより、内航海運事業者にとって、燃油高騰の影響を受けにくくなり、経営基盤の強化等が図られることにより、国内物資輸送の安定・物流の効率化に寄与する。また、長距離フェリー業界にとっても、燃油高騰の影響を受けにくくなり、経営基盤の強化が図られ、安定的な国内旅客・貨物輸送に寄与する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
13	革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発の創設	○ 目標（CO ₂ 排出量30%削減の技術開発）達成に向けて適切に開発課題を選定する体制を整え官民一体で技術開発を推進するほか、関連施策として、新技術の省エネ性能評価指標の国際標準化、技術者育成策等もあわせて総合的に推進することで新技術の普及促進等施策の実効性、有効性が確保される。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
14	市町村単位の気象警報の発表	△ 気象警報を市町村単位まで細分して発表し対象市町村を明示することで、対象地域の不明確さを理由とする避難勧告等の判断の難しさを排除又は軽減し、市町村長による避難勧告等の適時適格な発表に資するとともに、危険地域の住民にとっては、これを適正に受け止めて自らが危険地域にあるかどうかを容易に判断することができるようになる。 これらにより、避難勧告等の発表と自主的な避難活動の促進が可能となり、気象災害の防止、軽減に資する。	○ 平成23年度政策レビューにおいて事後検証を実施	△ 政策レビュー（総合評価方式）において事後検証を実施
15	静止地球環境観測衛星の整備	△ 観測の頻度・水平分解能の向上及び地球環境監視機能の強化により防災及び地球環境監視に資する観測データを質・量ともに大幅に改善し、気象庁が提供する情報の充実を図ることにより、国民の生命・財産を守り、安全・安心に寄与する。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
16	火山監視・情報センターシステムの機能強化	△ 火山噴火災害の発生のおそれがある段階から、火山観測の成果により火山活動を総合評価し、噴火警報等を発表することにより火山噴火災害を低減できる。 また、システム資源の集中化と効率化を図るとともに、冗長化により、各火山監視・情報センターが被災した場合でも、継続して噴火警報等の発表を行うことができる。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
17	地球温暖化に関する観測・監視体制の強化	△ 地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの濃度を含む温暖化に関する監視情報や大雨等の極端現象を含む温暖化による影響の予測情報は、温室効果ガスの排出を削減するための意思決定（緩和策）を促進する重要な材料を提供するものであり、地球温暖化により影響のある各分野に対して具体的に予想される影響等の情報を提供することにより、異常気象等による災害軽減を含む温暖化への的確な対応策の策定・実施が可能となる。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
18	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業（仮称）の創設	△ 都市公園における安全・安心対策を一括して総合的に推進することにより、都市公園の利用者の安全・安心を緊急的に確保するとともに、時代のニーズに合わせた機能向上を図ることができ、施設に起因する事故の抑制効果が期待されるほか、災害時にも使用できるトイレや水飲み場を設置することにより、帰宅困難者の支援対策となり、地域の防災性の向上が図られる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
19	下水道浸水被害軽減総合事業（仮称）の創設	△ 下水道施設の計画規模を上回る豪雨に対し、地方公共団体によるハード対策に加えて、内水ハザードマップの公表や早期警報システムの整備等のソフト対策や、関係主体による各戸貯留浸透施設、止水板の設置等の自助対策、並びにポンプ車による機動的かつ戦略的な対応等を組み合わせた総合的な対策を講じることにより、浸水被害の軽減が期待される。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
20	下水道総合地震対策事業（仮称）の創設	△ 重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」対策により施設の被害を抑制することに加えて、被災を想定して被害の最小化を図るBCPの策定等の「減災」対策を講じることにより迅速な復旧・応急対策が行われる。 これらの総合的な地震対策により、住民生活や社会活動への影響の最小化が期待される。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
21	密集市街地の整備促進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の拡充）	△ 密集市街地の早急な整備改善を図り、最低限の安全性（逃げまどいによる死者をほとんど出さず、かつ火災による焼失率を大幅に低減させる水準）を確保することにより、大規模地震時に想定される市街地大火による人的・経済的被害の軽減に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成22年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
22	気候変動に伴う水災害リスク対策の推進	△ ハード施策ではカバーできない災害リスクに対して減災対策を講じることにより、河川が氾濫した場合の人的被害を最小限にすることが可能となるほか、避難率向上を図るための啓発などの減災対策により危機管理意識の向上を図ることが可能となる。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
23	ライフサイクルコストの縮減に向けた河川管理施設の戦略的維持管理	△ 河川構造物の必要な機能水準が長期間にわたり確保されるほか、河川構造物の改築にあたって一定の技術水準が確保されることから、浸水被害の軽減に寄与する。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
24	超過洪水に対応するための既設ダム治水機能増強	△ 堰堤改良事業により既存のダムの治水機能を、地球温暖化による豪雨の頻発により増加が予想される降雨量分に対応した治水機能へ増強を図ることにより、国民の生命・財産の維持に資する。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
25	気候変動に伴う集中豪雨の頻発・激化に対応する流域対策の推進	△ 調節池等の整備による洪水量の抑制及び災害危険区域の指定に伴う低地への開発行為の抑制により、床上浸水等の浸水被害を軽減することが可能となる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
26	TEC-FORCEによる大規模災害時の対応体制の強化	△ TEC-FORCEについて、早期被災情報の把握のための緊急調査の実施に加え、河道閉塞箇所における緊急排水の準備、資機材搬入のための経路確保、資機材の運搬等の緊急対応を実施することにより、被害の拡大を防止するとともに、被災施設の早期機能回復に資する。	○ 平成24年度を目途に事後検証を実施	○ TEC-FORCEの活動実績などについて事後検証を実施
27	甚大な土砂被害が発生した地域における抜本的な土砂災害対策の強化	△ 大規模地震等に伴う河道閉塞（天然ダム）が形成されるなど荒廃の著しい流域などにおいて、国直轄により短期・集中的に抜本対策を実施することにより、被害を未然に防止することができる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
28	観測施設の整備など情報基盤整備の推進及び局所的な堤防等未整備箇所の解消	△ 観測施設や観測データを収集・処理・伝達するシステムの整備により、危機管理対応の充実に資することができ、災害の防止、減災を推進することができるほか、局所的な堤防等未整備箇所において堤防等を整備し、連続性が確保されることで、甚大な被害の発生を防止・軽減することができる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
29	砂浜侵食海岸における堤防の緊急対策事業の推進	△ 海岸堤防等の構造、前面の砂浜の侵食状況等に係る全国的な緊急調査に基づき、海岸堤防等の倒壊の危険性が高い海岸において重点的に対策を実施することにより甚大な被害の発生を防止することができる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
30	公共交通における事故発生時の被害者支援のための取組	△ 大規模な事故が起きた際の被害者支援についてのあり方をまとめることにより、今後同様の事故が起きた場合に、適切な主体により迅速かつ十分な対応をとることができ、もって適切な事故被害者支援・救済に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成24年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
31	国産旅客機の開発に伴う新たな安全審査方式の導入	△ 新たな国産旅客機に対する審査基準・手法を確立するための調査研究や審査に必要な環境整備を実施することにより、当該国産旅客機の適切かつ迅速な安全性審査の実現に資する。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
32	スーパー中核港湾プロジェクトの充実・深化	△ 海上コンテナの鉄道輸送や内航輸送等、多様な輸送ネットワークの強化等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低減が図られ、スーパー中核港湾の国際物流拠点機能が向上する。 また、インランドポートの整備やターミナルの24時間化等により、コンテナ輸送の効率化と利便性の向上を図ることにより、我が国港湾の国際競争力の強化を図ることができる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成23年度政策レビューにおいて事後検証を実施	△ 政策レビュー（総合評価方式）において事後検証を実施
33	観光振興拠点となる旅客船ターミナル等の整備	△ 旅客船ターミナルビルの利便性・快適性の向上は、旅行の最初と最後という特に印象に残りやすい行程の印象を高めることであり、訪日外国人等の観光旅客を迎えるに相応しいホスピタリティーのあるものとするにより、魅力ある観光地の形成を効率的に行え、我が国の観光立国としての発展に資する。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
34	離島航路の再生等の取組と連携した港湾整備の推進	△ 離島タンクを設置することで、タンクローリーのフェリー積載による輸送に関わる経費等の削減につながり、本土との燃料油輸送コスト差を大幅に縮減できるほか、タンクによる貯蔵効果により長期間の荒天時に石油が枯渇するリスクも低減できる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
35	港湾における効率的な物流体系の構築や船舶からのCO ₂ 等の排出源対策等による低炭素社会構築の推進	○ 接岸中船舶が必要とする電力を、船内発電から陸上電力へ転換することにより、二酸化炭素については約40%の削減効果が見込まれ、また、窒素酸化物・硫黄酸化物についても約98%の削減効果が見込まれており、陸上電力供給設備の整備は、接岸中船舶からの排出ガス削減に資する。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
36	多様な関係者の連携による物流効率化促進事業（仮称）の創設	△ 物流事業者、荷主企業、施設管理者、関係自治体等、物流に係る多様な関係者が連携した総合的な取組みが促進され、地域全体として最適な物流体系の構築が図られることにより、我が国の成長力の強化とともに、環境負荷の低減に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成22年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
37	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進	○ 外務省、文化庁による我が国の文化芸術の発信強化との連携、新興市場調査の強化等、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組み発進力の更なる拡大を図るとともに、ICカードの国際相互利用化・利用拡大などの旅行者の利便の増進を図ることにより旅行者の満足度を向上させるほか、諸外国の事例研究や検討会を開催するなどして通訳案内士制度の改善を図ることにより、訪日外国人の受入体制の向上につなげ、外国人観光旅客の増加を促進に資する。 【業績指標：訪日外国人旅行者数】 【業績目標：1,000万人（平成22年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
38	観光地の魅力向上に向けた評価手法調査	○ 観光地の現状及び課題に対する評価情報を整備し、観光地自身による現状や課題の認識を容易にし、かつ観光地間の実力比較が行える評価とすることにより競争意識の高まりが期待でき、従来の先進事例発信の取組をさらに発展させることを通じて、観光地の魅力向上に資する。 【業績指標：①訪日外国人旅行者数、②国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数、③国内における観光旅行消費額】 【業績目標：①1,000万人（平成22年）、②年間4泊（平成22年度）、③30兆円（平成22年度）】	○ 平成22年度までに事後検証を実施	○ 事後検証において業績指標を測定
39	観光の振興に寄与する人材の育成	○ 観光地域づくり人材育成の取組について地域間で情報共有化や今後の観光産業に従事する人材にとって必要な能力・知識の習得を目指した教育内容の充実等を行うことにより、観光の振興に寄与する人材の育成を促進する。 【業績指標：①訪日外国人旅行者数、②国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数、③国内における観光旅行消費額】 【業績目標：①1,000万人（平成22年）、②年間4泊（平成22年度）、③30兆円（平成22年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
40	ユニバーサルツーリズム促進事業	○ 旅行前にバリアフリー情報が容易にえられるようになる環境の構築や旅行介助者の育成により、高齢者をはじめとする移動制約者の移動制約の解消に資する。 なお、当該分野は、観光産業における新たな市場分野に発達する可能性もある。 【業績指標：①国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数、②国内における観光旅行消費額】 【業績目標：①年間4泊（平成22年度）、②30兆円（平成22年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
41	空港周辺地域振興交付金の創設	△ 空港を活用した地域経済の活性化を支援することにより、空港周辺地域での人の交流・モノの流通の活性化が図られ、空港施設の機能高度化との連携により、空港利用・航空需要の拡大につなげることが可能となる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成22年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
42	民間主体・地域参加による持続可能なまちづくりの推進（都市環境改善支援事業（仮称）の創設等）	△ ハード、ソフト両面から予算、税制等による支援を一体的に講じることにより、地域の関係者や民間事業者等が主体となった都市環境の改善・維持が図られ、持続可能なまちづくりが推進される。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
43	まちづくり交付金の拡充	○ 中心市街地活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり、民間との協働による持続可能なまちづくり等、国の施策に関連した都市再生の事業効果の早期発現やこれら施策の全国的な展開の促進等が図られ、まちの賑わいの再生、地域の防災安全性の向上、環境負荷の軽減等がより一層推進される。 【業績指標：都市再生整備計画に掲げられた目標の達成率】 【業績目標：80%以上（平成19年度以降毎年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
44	コミュニティ・レール化の推進	○ 鉄軌道路線事業者が地方公共団体や利用者等と協議する枠組みを有効に活用するとともに、事業者にとって短期的な利益に直結しないがサービス向上のために必要な施設整備に係る費用を支援することにより、多種多様な地域独自のニーズに即した意欲的な取組へのインセンティブが高まり、地域と一体となったサービス向上や利用の活性化による「コミュニティ・レール化」の推進が図られる。 【業績指標：経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合】 【業績目標：60%（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップ、平成23年度政策レビューにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
45	地域公共交通活性化・再生総合事業の拡充	○ 関係自治体、交通事業者、住民その他地域の関係者が連携して地域公共交通に係る多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応することにより、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組みが促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生が図られる。 【業績指標：地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数】 【業績目標：30件（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
46	バス産業将来ビジョン策定調査	△ バス事業における各種課題への対応に資する情報、知見を得ることができ、政策立案の際に有効に役立てることができる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
47	総合交通戦略の更なる推進のため、人と環境にやさしい自転車利用環境の整備について都市交通システム整備事業を拡充	○ 鉄道やLRT等の基幹的公共交通を補完するコミュニティサイクルの整備促進により、基幹的公共交通との連携が図られることにより、利便性の高い公共交通の構築が可能となり、基幹的公共交通の利用が促進される。また、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適切な分担による望ましい都市像（コンパクトなまちづくり）の実現が図られる。 【業績指標：基幹的な公共交通を利用可能な人口の割合】 【業績目標：74%（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
48	ICTを活用した建設生産システムの普及促進	○ 建設生産システムにおいて、ICTを活用した革新的な施工技術（情報化施工）普及のための環境が整備され、情報化施工が標準的な工法と位置付けられることにより、普及が促進され、生産効率の向上等に資する。 【業績指標：建設施工企画に関する指標（①ICT建設機械（土工（盛土）の敷均し、締固め施工における）による施工日数及び出来形管理の所要日数の短縮割合）】 【業績目標：約2割縮減（平成21年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
49	不動産投資市場の安定成長のための不動産投資顧問業務の促進	○ 個人投資家や年金基金等が不動産投資を一任等するに際しての関心事項を把握し、不動産投資顧問業者における投資家への情報提供のあり方やコンプライアンス等の内部管理体制のあり方等について検討を行い、不動産投資顧問業の業務の普及・適正化を図ることにより、投資家の不動産投資市場への参画が促進され、不動産投資市場の持続的・安定的な成長が図られる。 【業績指標：不動産証券化実績総額】 【業績目標：66兆円（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
50	既存住宅ストックの流通市場の環境整備に関するモデル取引調査	○ 住宅履歴書・建物検査を伴う既存住宅の取引実態の調査を行い、住宅履歴情報等の普及に向けた課題の整理、適正な市場価格形成のための評価方法の検討等を行うことにより、既存住宅流通市場の活性化を図る環境整備に資する。 【業績指標：指定流通機構（レインズ）における売却物件の登録件数】 【業績目標：274千件（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
51	未完成マンションの重要事項説明における情報提供のあり方検討	○ ガイドラインに基づく適時適正な情報提供がなされることにより、購入者は冷静な判断による意思決定と不動産取引におけるリスク軽減が可能となる。 【業績指標：宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者数に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移】 【業績目標：0.30%（平成19年度～平成23年度の5年間平均）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
52	不動産市場データベースの構築	○ 不動産管理に係るデータベースを拡充し、不動産鑑定評価の指導監督を強化することを通じて、不動産鑑定評価の信頼性の向上が図られるとともに、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供することを通じて、不動産市場の透明化が推進され、ひいては不動産投資市場の健全な発展が促される。 【業績指標：(1)地価情報を提供するホームページへのアクセス件数、(2)取引価格情報を提供するホームページへの(①アクセス件数、②取引価格情報の提供件数)】 【業績目標：(1)25,390,000件（平成23年度）、(2)①40,000,000件（平成23年度）、②1,000,000件（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
53	官民連携による我が国建設技術の海外展開支援事業	○ わが国建設業の技術力の優位性を確保するための環境づくりを通じて、国内建設市場が縮小し、厳しい状況にあるわが国建設業の国際競争力強化を図ることが可能になり、一層の海外展開の促進が図られる。 【業績指標：海外展開促進のための相手国との建設会議、セミナー、シンポジウムの開催件数】 【業績目標：10件（平成21年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
54	地域の中堅・中小建設者に対する経営相談の強化等の建設業経営支援緊急対策の実施	○ 経営状況の改善に対して意欲がある建設業者に対して、経営相談の機会等を提供することにより、業界全体の経営改善の意識が高まるとともに、地域の中堅・中小建設者の金融の円滑化を図ることにより資金繰りの改善に資するほか、地域に密着した分野への進出において存在する販路拡大等の様々な障壁を取り除き、経営革新に向けた環境を醸成することにより、各事業者の経営環境の改善を図ることが期待される。 【業績指標：①建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数、②専門工事業者の売上高経常利益率】 【業績目標：①400件（平成21年度）、②4.0%（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
55	都市部における地籍調査推進手法モデル調査事業（仮称）の創設	○ 都市部において地籍測量図等の民間測量結果を活用した新たな地籍調査手法が確立されることにより、民間で作成した正確な情報が有効利用されるとともに、地籍調査を進めやすい環境が整備され、都市部における地籍調査の進捗に貢献する。 【業績指標：地籍が明確化された土地の面積】 【業績目標：158千km ² （平成21年度）】	○ 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
56	広域地方計画先導事業（仮称）の創設	△ 地方公共団体や経済団体等による地域発意に基づく先導的なソフト事業の立ち上げを支援し、その成果を活用することにより、地域の主体的・自律的な活動につなげ、国土形成計画が目指す多様な広域ブロックの自立的発展に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
57	定住自立圏等形成に向けた地域経営推進事業（仮称）の創設	△ 定住自立圏等の形成を目指す地域において、地方公共団体が民間団体等と協力しながら自ら地域に必要なと考えられる事業をハード整備の状況等を勘案しつつ提案することにより、地域にとってもっとも必要性の高い分野に資源を投入することができるとともに、既存施設についても有効活用等が図られる。また、実証実験的な取組の実施であることから、市民にとって成果を実感しやすく、定住自立圏等の形成を目指す市町村にとっても次のステップに進むための判断材料が得られ、定住自立圏等の形成に資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
58	モビリティサポートの推進	△ モビリティサポートモデル事業により得られた成果を、広く周知、提供することにより、モビリティサポートに関する取組の全国への水平展開を促進することができ、全国的な普及・促進を図ることが可能となる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施

整理番号	政策（施策等）	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
59	交通分野における地球環境・エネルギー対策に関する国際連携の強化	△ 国際的な枠組が存在しない国内交通分野において、ベストプラクティスの共有や統計データの整備等の推進により、各国間で環境・エネルギー政策に係る知見が共有されるとともに、政策効果の比較・検証が可能となり、我が国を含めた各国における効率的・効果的な施策展開につながる。また、政策対話を促進する国際パートナーシップを形成することにより、大臣会合を契機とした継続的かつ実効的な取組促進が図られる。これらにより、アジア諸国を中心とした交通環境・エネルギー対策に係る国際連携・協力の強化が図られる。 さらに、上記のような国際連携・協力を通じ、各国のCO ₂ 削減ポテンシャルの発揮を促進することにより、気候変動問題に係る日本政府の方針である「セクター別アプローチ」の交通分野における具体化であり、国際的な理解促進にも資する。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成23年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
60	庁舎のグリーン化に係る最新技術の導入基準の確立	○ 庁舎のグリーン化に係る最新技術の導入基準を策定し、CO ₂ 削減対策の推進に資する技術の導入を更に進めることにより、官庁施設の省CO ₂ 対策の推進に加え、他の公共施設及び民間施設への波及効果が期待される。 【業績指標：保全状態の良好な官庁施設の割合等（②官庁営繕関係基準類等の策定事項数）】 【業績目標：②25事項（平成23年度）】	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ（実績評価方式）において業績指標を測定
61	大規模な河川災害対策の推進	△ 大規模災害に対し、再度災害防止に十分な効果を得られるよう従前の災害復旧とあわせ対策を実施することにより、国民生活の安定が図られるとともに、一定規模の次期出水による重大災害を回避できる。	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
62	トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備の推進	△ トラック輸送をめぐる様々な課題を解決するための情報、知見を関係者間で共有することが可能となるとともに、荷主とトラック運送事業者による適正取引に係る望ましいパートナーシップを構築するための環境の整備が可能となる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
63	タクシー事業の構造改善に関する調査	△ タクシー事業の評価制度の確立等により、競争促進を通じたタクシー事業の構造改善のための基本的手法を指導することが可能となり、すべての関係者にとって望ましいタクシー事業の実現が図られる。 【業績指標：検討中】 【業績目標：検討中】	○ 平成25年度までに事後検証を実施	△ 事後検証を実施
合計		○ = 23 △ = 40	○ = 63	○ = 22 △ = 41

(注) 1 国土交通省の平成21年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策（施策等）について順次番号を記入した。
「政策（施策等）」欄	評価の対象とされた政策（施策等）の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	政策（施策等）の実施により得ようとする政策効果を記入した。 得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。
「検証を行う時期の特定」欄	事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。 当該政策（施策等）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策等）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。
「効果の把握の方法の特定性」欄	事後的検証を予定している場合に、政策（施策等）の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。 政策（施策等）の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。